

「アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則」（昭和54年6月30日付け54農蚕第4497号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の付表第28</u>のアメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物に係る植物検疫の実施については、昭和54年6月30日農林水産省告示第901号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の13の項</u>のアメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物に係る植物検疫の実施については、昭和54年6月30日農林水産省告示第901号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
3 輸出国における検査及び証明 (1) 輸出検査 告示3の(1)の輸出国における検査及び証明は、植物防疫機関により、<u>検疫有害動植物</u>、特にヘシアンバエのほか、ゾウムシ類、カメムシ類、ヨコバイ類が付着していないことを確認して行われているものとする。 (2)〔略〕 4 鑑識板 (1) 鑑識板の<u>ちよう付</u> 告示5の(1)の鑑識板は、コンテナの前扉の内壁部分に1コンテナ当たり1枚<u>ちよう付</u>し、消毒終了後も当該部分に引き続き<u>ちよう付</u>されているものとする。	3 輸出国における検査及び証明 (1) 輸出検査 告示3の(1)の輸出国における検査及び証明は、植物防疫機関により、<u>有害動物又は有害植物</u>、特にヘシアンバエのほか、ゾウムシ類、カメムシ類、ヨコバイ類が付着していないことを確認して行われているものとする。 (2)〔略〕 4 鑑識板 (1) 鑑識板の<u>ちよう付</u> 告示5の(1)の鑑識板は、コンテナの前扉の内壁部分に1コンテナ当たり1枚<u>ちよう付</u>し、消毒終了後も当該部分に引き続き<u>ちよう付</u>されているものとする。

改正後

現行

(2) 鑑識板の性能確認

〔略〕

ア〔略〕

イ〔略〕

ウ イの鑑識板の配置については、各コンテナごとに1枚は前扉の内壁部分にちよう付し、その他の鑑識板は1枚ずつコンテナの奥、中央又は入口の乾草の間に配置すること。

(2) 鑑識板の性能確認

〔略〕

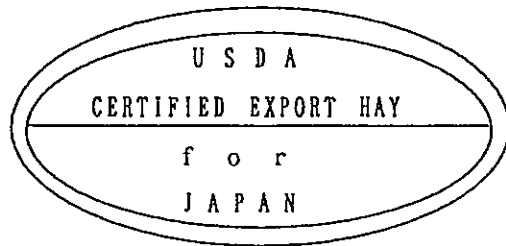
ア〔略〕

イ〔略〕

ウ イの鑑識板の配置については、各コンテナごとに1枚は前扉の内壁部分にちよう付し、その他の鑑識板は1枚ずつコンテナの奥、中央又は入口の乾草の間に配置すること。

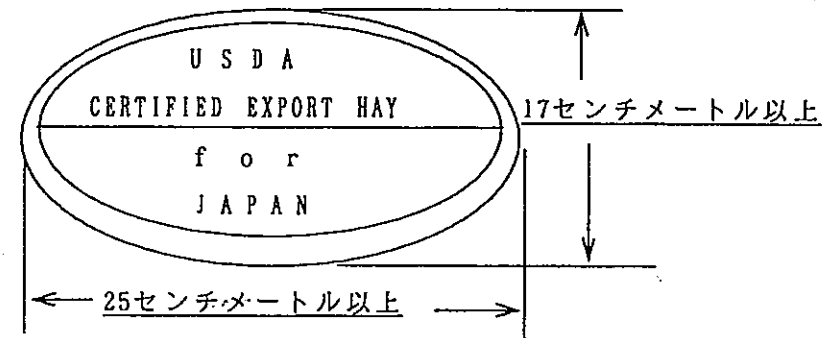
5 表示

告示6の表示は、次の様式によるものとし、容易に確認できる大きさのものとする。



5 表示

告示6の表示は、次の様式によるものとする。



改正後	現 行
7 輸入検査 (1) 〔略〕 (4) (5) ゾウムシ類，カメムシ類，ヨコバイ類等の<u>検疫有害動物</u>が発見された場合は，当該荷口の全部の消毒又は廃棄若しくは返送を命ずるものとする。	7 輸入検査 (1) 〔略〕 (4) (5) ゾウムシ類，カメムシ類，ヨコバイ類等の<u>有害動物</u>が発見された場合は，当該荷口の全部の消毒又は廃棄若しくは返送を命ずるものとする。